

公 民 館 ひ ろ ば

女性団体連絡協議会・公民館学級合同講演会

4月14日(火)、小石原公民館大会議室において、「この地に根差して～6次産業」という演題で宝珠山きのこ生産組合の川村倫子さんに講演いただきました。6次産業とは農業、水産業などの1次産業、加工業の2次産業、流通業の3次産業の全てに携わるということで「1×2×3=6」となります。一度は村を離れたものの「きのこ」に魅せられ家業に入りチャレンジし続けている川村さん。地域に根差した川村さんの活動が、今後ますます村内外へ広がっていくことに期待しています。



公民館歴史講座～宝珠山地区の史跡めぐり～



4月26日(日)、公民館歴史講座「宝珠山地区の史跡めぐり」が行われ、15人の歴史愛好家が集まりました。初めに大行司の高木神社を訪れ、樹齢500年と言われている楠の大木や約950年前の元宮にある石碑を見学しました。神殿の床下に入ると三柱の神様に対応するように、三本の大きな石柱が、神殿の真下に据えられていました。道中、講師で文化財専門委員の養父ふみ糸さんや仲道光男さん、教育委員会の日高調査員から説明を受けながら、烏岳城(からすたけじょう)、千代丸窟群、青面(しょうめん)金剛像、竹棚田、ツツジ、シャクナゲ、岩屋大ツバキなどを見て回りました。



午後からは国指定重要文化財「岩屋神社本殿」を訪れ、本殿中央にある「宝珠石」を見学しました。その後、針の耳と梵字岩、国重要文化財「熊野神社本殿」、県指定天然記念物である馬の首根岩(こうねいわ)と洞門を巡りました。



青空のもと全77ヶ所の史跡をめぐり、参加者は学びを深めながら、心身ともにリフレッシュできたようでした。

『らぶすぽ東峰』 次回予告 地域総合型スポーツクラブ

らぶすぽの活動	場 所	日 時	備 考
ニュースポーツ教室	村民センター	5月25日(月) 19:30～	自由に参加できます。
健康体操『ヨガ教室』	いずみ館 多目的ホール	6月10日(水) 19:30～	会員 500円 非会員 1,000円 ※マットはこちらで準備します。



役場からのお知らせ

宝珠山庁舎 72 - 2311
小石原庁舎 74 - 2311

住民税務課

◆全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所の開設

～人権擁護委員はあなたの街の相談パートナーです～
あなたの悩みを人権擁護委員に相談してみませんか

日 時：6月1日（月）午後1時から午後4時まで

場 所：宝珠山基幹集落センター（東峰村役場宝珠山庁舎内）



6月1日は、「人権擁護委員の日」です。あなたの街の身近な相談パートナーである人権擁護委員が、家庭内の悩みごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

～お互いに人権を守って明るい社会をつくるのが私たち人権擁護委員の願いです～
人権擁護委員はいつでも相談に応じます

■お問い合わせ
福岡法務局朝倉支局内 朝倉人権擁護委員協議会
電 話：22-2455

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 住民税務課 （電話：74-2311）

住民税務課

◆平成27年度 国民生活基礎調査のご理解ご協力について

この調査は、厚生労働省が毎年実施している極めて重要な統計調査で、国民の保健、医療、福祉、年金、所得等の状況を世帯面から総合的に把握し、今後の厚生労働行政の企画及び立案のための基礎資料を得る重要な調査です。

調査日は、6月4日（木）と7月16日（木）ですが、4月中旬から7月にかけて、県知事発行の「調査員証」を持った調査員が調査区内の世帯を訪問します。

なお、調査員は、この期間中、県知事に任命された地方公務員として調査活動にあたっており、調査内容を他に漏らすことは厳しく禁じられております。

どうか調査の重要性を御理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。



■お問い合わせ
〒838-0068
朝倉市甘木 2014-1（朝倉総合庁舎内）
北筑後保健福祉環境事務所 総務企画課 企画指導係
電 話：22-4185、F A X：24-9260

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 住民税務課 （電話：74-2311）

村民の皆さんと村長が直接懇談する「行政懇談会」を村内5会場で開催しました。

いただいた質問・意見等について、回答を加えてお知らせします。

期 日	会 場	参加者数
1月21日	小石原公民館大会議室	9名
1月23日	宝珠山基幹集落センター	16名
1月28日	せせらぎ鼓	12名
1月29日	岩屋公民館	20名
1月30日	東福井公民館	8名

※ 参加者には、議員及び職員は含まれません。

☆質問・意見の要旨

質問・意見	村長（職員）からの回答
・岩屋つつじの植栽管理が大変。何か知恵はないか。	平成27年度のコミュニティー助成事業を活用し、団体で刈払機の購入を見込んでいますので、地域で協力して使用し、作業軽減に努めていただきたい。
・人口の増えている自治体もあるので勉強してほしい。	他の自治体の事例等を参考に、人口対策に取り組んでまいります。
・どうすれば人口が増えるのかみんなで考えたい。	人材育成のため、村づくり人づくり講演会等を実施し、人口増加対策に努めます。
・小石原地区の行政区は、未だまとまらないが。	平成26年度から区長会の回数を増やし議論を活発化させてきました。小石原地区でも地区の関係者が会合を増やすことで対応をお願いします。
・とうほうTVは、災害情報など住民が必要とする情報を流してほしい。	全世帯にアンケートを配布し、結果を審議会にかけて協議しています。今後も更に努力をしてまいります。
・村に要望を出してから回答が遅い。また、途中の説明がない。	要望書は担当課が村長の決裁を受け、すぐ回答できる分は回答しています。国県道などについては、県とのやり取りで期間を要します。経過等については、説明を行ってまいります。
・区長の任期を2年にすることについて、内容を説明し条例化してほしい。	2年の任期とすることで区長の役割を十分理解して頂き、行政と地域のかかわりを深めてまいります。
・庁舎の一本化についてどう考えているか。	住民サービス向上のため、当面一本化はせずに現在の分庁体制を維持してまいります。
・懇談会の出席率が悪い。暖かい時期にしてほしい。	翌年度の予算への反映を考慮し、この時期に行っています。今後については検討いたします。地域の会合に、村を呼んでいただいても結構です。
・浄化槽の維持管理に補助ができないか。	ダム関連事業を含め、今の制度では維持費の補助はできません。他の自治体で単独の補助を出しているところがないか研究したいと思います。
・保育園の統合はしないのか。	公営を民営にという考えはありましたが、統合については時間をかけて検討したいと思います。

質問・意見	村長（職員）からの回答
・いずみ館の雨漏り問題について	いずみ館の雨漏りに対してはこれまで、シーリング等で対処してきました。建設から11年経過し徐々に老朽化していますので、26年度に大規模な改修工事を行っています。（一部工事については繰越）
・介護保険の改正で村の仕事が増えるので、村の体制整備をしてほしい。専門の職員が1名では無理ではないか。	村民の安心安全には力を入れています。必要があれば体制整備も行いたいと思います。
・農業振興基金はいつから使えるのか。すぐ使えないと生きた金にならない。	平成27年度から活用されるよう協議しております。旧宝珠山村地域において全体的な振興策の検討を行い、基金が活かされると思われます。
・竹棚田火祭りをしているが、水の確保が大変である。整備に振興基金が使えないか。	基本的に検討委員会の協議によります。現在、要望箇所の優先順位を決めてもらっていますので、地区の中でご協議下さい。
・融雪剤散布の基準はあるのか。	融雪剤の散布基準は特に定めはありません。国県道については、県土整備事務所が現地の状況を確認し対応されています。村道におきましても適宜対応しております。また、融雪剤については、各地区で使用できるよう両庁舎に配置してあります。
・国道211号鶴から蔵貫の間は危険な個所が多い。	地元からの要望書があれば県へ進達し、県土整備事務所からその回答が行われます。書面での要望が、優先順位・危険度の把握等に優位であると思われる。
・大肥川の土砂堆積、浚渫してほしい。	
・土砂災害などの危険地域では建築許可が出ない。	県の建築指導課の判断によります。特別警戒区域からの移転等につきましては、優遇措置があります。
・水道に新規加入の場合、本管からの引き込みはなぜ加入者負担なのか。	他の自治体を確認したところ、本村の対応と同様です。本管から自宅までの配管敷設工事費は、加入者負担でお願いします。
・桑鶴公民館横の流路工の整備	県へ確認したところ、補助事業の対象とはならない旨の回答がありました。村単独事業で行うかどうか、地元と協議し今後の検討となります。
・黒谷林道入り口の側溝浚え、ポーン太の森奥の防火水槽詰まりの対策	山林用防火水槽であることから、平成26年度中に土砂等の撤去を実施します。
・八女香春線の経過は。	県へ確認したところ、予算の関係と全体的な事業の進捗から判断し行っており、買収用地・補償物件の精査及び設計等に時間を要しているようです。平成27年度から用地交渉が本格化すると思われます。
・生涯学習について	学ぶ場所の提供や支援が課題です。親父の料理教室とか、生きがいのものを考えています。
・運動会が昨年無くなって残念。代案もない。アンケートでなく行政の方針で実施してほしい。	村民の親睦・融和を図るため、平成24年度に運動会を実施し26年度は中止しましたが、28年度は実施する方向で検討します。種目についても誰もが出場しやすいような種目を検討します。

《会議録の整理に時間がかかり、皆さんへの報告が遅れましたことをお詫び致します。》

お問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 総務課（電話：72－2311）

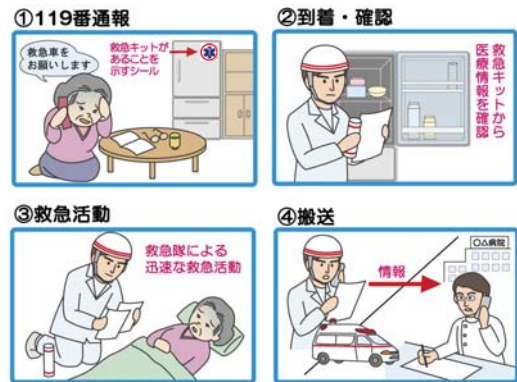
◆ 「救急医療情報キット」 無償配布のお知らせ

■ 救急医療情報キットとは？

「救急医療情報キット」とは、自宅での万一の事態に備え、救急活動に必要な情報（かかりつけ医療機関、持病その他）を専用容器（キット）に入れ、自宅の冷蔵庫に保管し、救急隊が必要に応じて救急活動に活用するものです。

■ 配布するもの（↓写真参照）

- ①救急医療情報キット
- ②シール
- ③救急情報シート



■ 配付対象者

村内に住所を有する方で、次の要件に該当する方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 心身に障害がある方
- ・ その他健康に不安があり希望する方

■ 配付数

1世帯に対し一つ

※ 救急情報シートについては、必要枚数をお渡しします。

■ 申請方法

「救急医療情報キット配付申請書」を役場保健福祉課に提出してください。

※ 申請書は、役場窓口にあります。

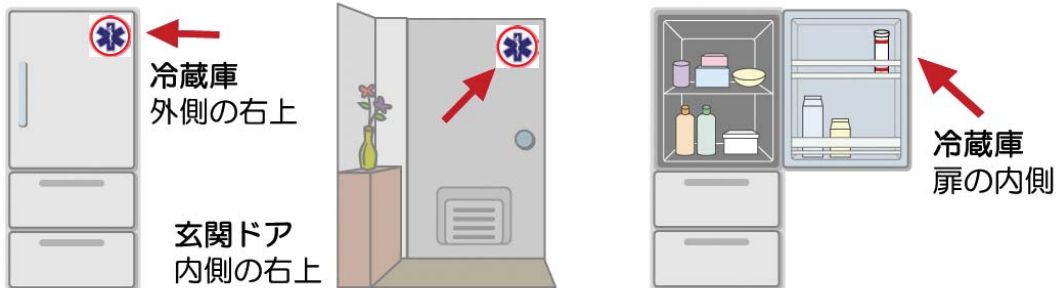
■ キット内に入れるもの ⇒

- ①救急情報シート
 - ②本人の写真
 - ③保険証の写し
 - ④診察券の写し
 - ⑤薬剤情報提供書等の写しなど
- ※ ②～⑤はご本人がご用意いただくものです。
貴重品は入れないでください。



■ 使用方法

1. キットに必要書類等を入れて、冷蔵庫に保管する。
2. シールを玄関ドアの内側に貼り付ける。
3. シールを冷蔵庫の見やすい場所に貼り付ける。
4. キット内の情報は、随時更新し、万一に備えてください。



申請先・お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 保健福祉課（電話：74-2311）

農林観光課

◆標準農作業賃金について

標準農作業賃金とは、農作業の受委託や機械を利用する際の料金の目安となるもので、福岡県農業会議朝倉支部で、春季（4月）と秋季（8月）の年2回改定しています。

この賃金はあくまで目安ですので、現地等の諸条件により増減が考えられる場合は、双方の話し合いのうえ決定してください。

平成27年度 春季標準農作業賃金表

平成27年4月16日改定（単位：円）

項目	区分	朝倉市・朝倉郡	備考
機械麦刈作業	10アール	フレコン	13,700
		コンバイン	14,000
麦乾燥		500	コンバイン1袋
耕起	10アール	春田すき	5,700
		荒田すき	8,000
土壌改良散布作業	10アール	1,600	
代かき	10アール	5,700	
水稻育苗		600	
機械田植え	10アール	7,500	苗別
請負田植え	10アール	19,500	苗込（20箱）
水田防除作業	10アール		農薬別
果樹作業 （摘樹）	1日当たり	5,700～6,100	賄い別
一般作業	1日当たり	5,700～6,100	賄い別

お問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 農林観光課（電話：72-2313）

住民税務課

◆特別弔慰金について

◎戦没者等のご遺族の皆さまへ第10回特別弔慰金が支給されます。

■支給対象者：戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三新等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容：額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間：平成27年4月1日から平成30年4月2日

※請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

■請求窓口：東峰村役場 住民税務課 住民係

※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受付を開始する予定です。

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 住民税務課（電話：74-2311）